

催し

第11回

南九州市駅伝競走大会

市民の融和と体力の向上を図り、健全で明るいまちづくりを目指して実施します。

交通安全対策として車での応援・伴走は禁止しております。ご協力をお願いいたします。

■日時 12月1日(日)【小雨決行】
午前10時スタート

■場所 粟ヶ窪小学校前〜知覧〜川辺文化会館

■区間 12区間 19.8 km
[担当] Ⅲ 保健体育課 市民体育係

キャベツ収穫機実演会

穎娃農業開発研修センターにおいて、生産農家の方を対象にキャベツ収穫機の実演会を開催します。

併せて農作業事故などの安全講習会も実施しますので、ぜひお気軽にご参加ください。

■日時 12月24日(火)

午後1時30分〜3時30分

■場所 穎娃農業開発研修センター
[担当] 穎 農政課 総合研修係

(穎娃農業開発研修センター内)

募集

第14回県障害者スポーツ大会参加者募集!

■日時 令和2年5月17日(日)

■種目 陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング

■会場 白波スタジアム、鴨池公園水泳プール、鹿児島ふれあいスポーツランド、ハートピアかごしま、県立サッカー・ラグビー場、サンライズゾーン

■参加資格 県内に居住する13歳以上の身体障害者、知的障害者、精神障害者で手帳の交付を受けている方またはその取得の対象に準ずる障害のある方(ただし医師の診断で出場可能と認められた方)
※障害種別や部位などにより参加できる種目が異なります。

■申込期限 12月16日(月)
[申・問] Ⅳ 福祉課 障害福祉係

令和2年度

市立幼稚園 園児募集

◎幼稚園の名称および募集人員

- ・ 穎娃幼稚園… 5歳児および4歳児 40人
- ・ 知覧幼稚園…

◎教育年限
5歳児および4歳児 60人

※現在就園中の4歳児については、引き続き就園を希望する場合は、出願手続きは不要です。

◎出願の手続き

(1) 提出書類 入園願書、支給認定申請書

(2) 募集期間 令和元年12月2日(月)〜令和2年1月31日(金)

(3) 提出先 各幼稚園または南九州市教育委員会事務局(教育総務課)

◎幼稚園について

(1) 保育時間 月曜日〜金曜日

※原則 午前8時30分〜午後2時

(2) 保育料など

① 保育料・入園料は無料

② その他給食費、教材費などは実費

※詳しくは、お問い合わせください。

[担当] Ⅳ 教育総務課 総務係

・ 穎娃幼稚園

☎0993-36-1179

・ 知覧幼稚園

☎0993-83-4361



優しい先生とお友だちがみんなを待っています。

放送大学 入学生募集

○放送大学は、4月入学生を募集しています。

○心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

○全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。

○資料を無料で差し上げています。お気軽にご請求ください。

○出願期間は、第1回は2月29日まで、第2回は3月17日まで。

[問] 放送大学 鹿児島学習センター
☎099-239-3811

令和2年南九州市成人式

■日時 令和2年1月3日(金)
・ 受付 11時50分〜12時25分
・ 式典など 12時30分〜16時(予定)

■会場 知覧文化会館
■対象 平成11年4月2日〜平成12年4月1日生まれの方

※成人式対象の方に案内ハガキを発送しました。まだ案内ハガキが届いていない方や、転出などで他市町村に住民登録されていて、南九州市成人式に参加希望の方は、ご連絡ください。

[担当] Ⅳ 社会教育課 社会教育係

令和2年度保育所等入所児童 募集!!

募集受付期間 令和元年11月21日(木)～12月20日(金)

市内保育所および認定こども園(2号・3号)の令和2年度入所児童を募集します。入所条件は、南九州市に住民登録をしており、児童の保護者(別居している場合は、児童の面倒を見ている人)が次のいずれかの事情で保育ができない場合です。

- ◎就労(1カ月に64時間以上仕事をしていること)
- ◎保護者の出産前後、病気、負傷または心身に障がいを負っているなど
- ◎児童の家庭内に長期にわたる病人や心身に障がいのある人がいるため、保護者が常時介護、看護にあっている
- ◎震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている
- ◎求職活動(起業準備を含む) ◎就学(職業訓練校など含む)
- ◎虐待やDVのおそれがある場合(配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合)
- ◎育児休業取得時に、既に保育所を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
- ◎その他、上記に類する状態として市長が認める場合

※ 申込書や手引きなどを市役所保育所担当窓口にて配布しています。

※ 市外の保育所および認定こども園(2号・3号)への入所を希望される方、現在入所中の児童についても申し込み、または現況届の手続きが必要です。

※ 認定こども園(1号)の入所については、認定こども園に直接申し込みとなります。

※ 令和2年5月以降の入所希望などについては、ご相談ください。

【市内の保育所等一覧】

| | | |
|----|--------|--|
| 頴娃 | 保育所 | 頴娃保育園、粟ヶ窪保育所、御嶺保育園、光栄保育園、ちどり保育園、青戸保育所 |
| | 認定こども園 | 南九州勝縁こども園、大川こども園 |
| 知覧 | 保育所 | 大心寺二葉保育園、明光保育園、大徳寺保育園 |
| | 認定こども園 | ちらん平和こども園、ちらん中央こども園 |
| 川辺 | 保育所 | 緑が丘保育園 |
| | 認定こども園 | おののもりこども園、かつめこども園、川辺幼稚園、こぼとこども園、こども園ほしのこ |

※ 「保育所等」とは、認可保育所および認定こども園(2号・3号)のことをいいます。

(1) 保育所…仕事や病気などのために家庭で保育ができない保護者に代わって0歳から小学校就学前までの児童を保育する児童福祉施設

(2) 認定こども園…幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設

[担当] 川 福祉課 子育て支援係 頴・知 支所 福祉係

お知らせ

12月3～9日は
「障害者週間」です

障害者週間は、「国民の間に広く障害者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めること」を目的に定められています。

障害についての理解を深め、人格と個性を尊重し支え合い、誰もが安心して地域で暮らすことのできる共生社会をつくっていきましょう。

〔問〕 川 福祉課 障害福祉係

第71回 人権週間

12月4日(水)～10日(火)

国際連合は、1948年に世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー(Human Rights Day)」と定め、加盟国に対し、人権活動推進の取り組みを要請しています。

我が国も、法務省および全国人権擁護委員連合会が、同宣言採択を記念して1949年から「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めています。

令和元年度啓発重点目標

「みんなで築こう人権の世紀」
～考えよう 相手の気持ち 未来へ
つなげよう 違いを認め合う心～

人権には、女性の権利、子どもの人権、高齢者の権利、障害のある人の権利、同和問題、外国人の権利、インターネットによる人権侵害などさまざまな人権があります。

この機会に「思いやりの心・かけがえない命」について、もう一度考えてみましょう。

〔問〕 鹿児島地方事務局 知覧支局
☎0993-83-2208

12月10日から16日までは
「北朝鮮人権侵害問題啓発
週間」です

平成18年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年この期間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう。

〔問〕 鹿児島地方事務局 知覧支局
☎0993-83-2208

令和2・3年度入札参加資格審査申請について

令和2・3年度に市が発注する建設工事や測量・設計・物品の納入などの競争入札に参加を希望する方は、あらかじめ定められた申請書類を提出し、資格審査を受けなければなりません。

入札参加資格審査申請書の受け付けは、次の要領で行います。

■受付期間 令和元年12月2日(月)～令和2年1月31日(金) (平日のみ)《必着》

■受付場所 財政課契約管理係(郵送可)

■受付時間 午前8時30分～正午 / 午後1時～5時

登録業種

- (1) 建設工事
- (2) 測量・建設コンサルタント等
- (3) その他・物品

■有効期間 令和2年4月1日～令和4年3月31日までの2年間

※提出書類の様式は、市ホームページからダウンロードできます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

〔担当〕 知 財政課契約管理係

農作物の鳥獣被害防止のための電気柵設置経費助成

市では、イノシシなどによる農作物への被害を防ぐため、電気柵設置経費に対して助成を行います。

■要件

- ・市内に住所を有し、農地を耕作している方で、販売目的であること
- ・電気柵を設置する農地がおおむね10アール以上であること
- ・電気柵の設置は新たに設置するものであり、購入後の申請は不可
- ・市税などを滞納していないこと

■補助対象経費 電気柵資材費

■補助率 経費の3分の1以内

(補助限度額3万円以内)

※同一年度における申請は1回限りです。

〔問〕 農政課生産流通指導係

知・川 支所農林係

「お口歯ツッピー検診」お忘れではありませんか？

鹿児島県後期高齢者



医療広域連合では、前年度に75歳の誕生日を迎えられた後期高齢者医療の被保険者を対象に、口腔検診(お口歯ツッピー検診)を実施しています。

いつまでも元気で生き生きと過ごせ、食べ物をおいしく食べるためにお口の健康が大切です。

ぜひ検診を受けましょう！

■場所 鹿児島県内の歯科医療機関(予約してから受診してください)

■期間 令和2年1月31日まで

■検診料 無料

※5月末に圧着ハガキで受診券を送付していますが、お手元のない方はお問い合わせください。

〔問〕 鹿児島県後期高齢者医療広域連合 業務課 保健事業担当

☎099-206-1329

道路に張り出した木や竹の伐採をお願いします

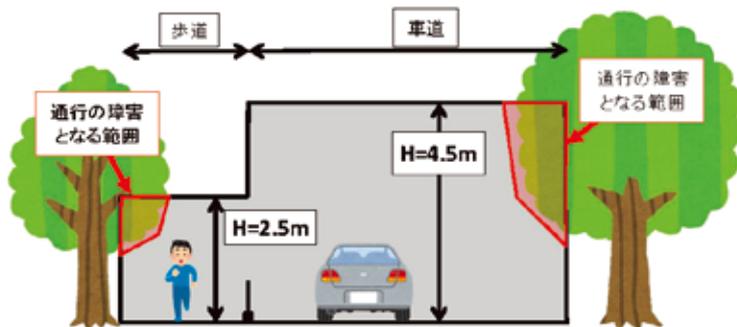
市道において、隣接する個人宅、山林などから木の枝や竹、枯れ木などが張り出し、通行に支障をきたしている箇所が多く見受けられます。枝などが原因で車両や歩行者に事故が発生した場合には、所有する方が管理責任を問われることもありま

す。(民法717条・道路法43条)

事故を未然に防ぐため、いま一度所有地を確認していただき、道路に張り出している木の枝などがあつた際には、適切な管理をよろしくお願ひします。

【通行の障害となる範囲について】

道路通行時の安全を確保するため、一定の幅、一定の高さの範囲内に通行の障害となるものを設けてはならない区域が定められています。(道路法第30条・道路構造令第12条) 一般的な範囲は図のとおりです。



※緊急の場合、道路を管理する市において了解なく伐採する場合がありますので、ご理解ください。

〔担当〕 知 建設課維持係

警戒レベル3または4が発令されたら避難をお願いします!!

南九州市では、水害・土砂災害の情報を分かりやすく提供するため、「5段階の警戒レベル」を使って地区ごとに防災情報を発令しています。

洪水や土砂災害などの災害の危険度の高まりに応じて「警戒レベル」が上がっていきます。

お住まいの地区に「警戒レベル3」（避難準備・高齢者等避難開始）や、「警戒レベル4」（避難勧告、避難指示）が発令された場合は、地域の皆さんで声をかけあって、速やかに避難をしてください。

《市民の皆さまにお願い》

○避難の考え方について

災害時、全市民を対象に「避難指示」を発令する場合がありますが、「市が開設した避難所へ必ず避難」という意味ではありません。避難をする場合は、住居の位置および構造に問題がなければ、住居に留まる「在宅避難」、親族・友人の住居や地元の公民館など、安全な場所への避難、市が開設した指定避難所への避難のいずれかの方法で避難をしてください。

[担当] 知 防災安全課
交通防災係



※内閣府(防災担当)・消防庁が作成したリーフレットより抜粋して掲載しています。
※警戒レベル1から5の順番で発令されるとは限りません。

証明書コンビニ交付を開始します。 令和2年1月6日(月)よりサービス開始

南九州市に住所登録されている方は、住民票の写し、印鑑登録証明書や所得課税証明書などを全国のコンビニエンスストアなどのキオスク端末(マルチコピー機)から取得できるようになります。利用する場合は、マイナンバーカードとカード取得時に設定したパスワードが必要です。

コンビニで発行できる証明書

- ① 住民票の写し
- ② 印鑑登録証明書
- ③ 所得(課税)証明書
- ④ 所得証明書
- ⑤ 課税証明書

※申告状況などにより、窓口でしか発行できない場合があります。

いつでも

午前6時30分～
午後11時まで

市役所が閉庁している時間でも証明書を取得することができます。(年末年始およびメンテナンス日は除く)

どこでも

ローソン、ファミリーマート、セブンイレブン など全国のコンビニエンスストアで利用可能(一部利用できない場合があります。)

マイナンバーカードが必要です!!

サービスを受けるためには、利用者証明用電子証明書が搭載されているマイナンバーカードと4桁のパスワードが必要です。

マイナンバーカードの申請手続きについてのご相談は市民生活課市民係へお問い合わせください。



マイナンバーカード



通知カード

※通知カードは利用できません。

[担当] 川 市民生活課 市民係

マイナンバーカードの取得方法は？

1. スマートフォンによる申請方法

①メールアドレス登録

スマートフォンのカメラで交付申請書のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトにアクセスしてメールアドレスを登録



おすすめです！

2. パソコンによる申請方法

①メールアドレス登録

パソコンで「マイナンバー総合サイト オンライン申請」を検索して、申請用WEBサイトにアクセス、メールアドレスを登録
交付申請書に記載の申請書ID (半角数字23桁)を入力してください。



②顔写真登録

登録されたメールアドレス宛に通知される申請者専用WEBサイトにアクセスし、スマートフォン（デジタルカメラ）のカメラで撮影した顔写真を登録 「顔写真のチェックポイント」は下を参照



③申請情報登録

その他申請に必要な情報を入力項目は以下のとおりです

- ・生年月日・電子証明書の発行希望有無

【ご注意】電子証明書不要にチェックを入れた場合、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを受けることができなくなります



④申請完了

画面の案内にしたがって、必要事項を入力し送信すると登録したメールアドレス宛に申請が完了した旨のメールが届き申請完了となります



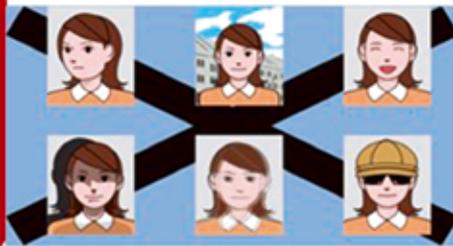
3. 郵便による申請方法

- ① 個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼り付けます。
- ② 交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。

注) 申請書を紛失された方は、市民係・市民生活係にて再交付（同一世帯員分交付可能）いたしますので、免許証（顔写真付き証明書）等をご持参ください。



◆◆◆顔写真のチェックポイント◆◆◆



- ・顔が横向きのもの。
- ・無背景でないもの。
- ・正常時の顔貌と著しく異なるもの。
- ・背景に影のあるもの。
- ・ピンボケや手振れにより不鮮明なもの。
- ・帽子、サングラスをかけ人物を特定できないもの。

こういうのはやめてね。



カードの受取方法は？

申請してから約1か月後にハガキ（交付通知書）が届きますので、必要なものを確認のうえ、ご本人が市役所まで受け取りにお越しください。



マイナンバーに関する問い合わせ

0120-95-0178 (無料)

固定資産税における償却資産の申告

事業を行っている会社や個人の方で、毎年1月1日現在において償却資産を所有されている場合は、その資産について1月末日までに申告していただくことになっています。これまでに申告されている方へは、12月中に申告書を郵送します。

また、平成31年（令和元年）中に事業を始められた方や事業を廃止された方についても、申告が必要です。

■ 償却資産とは

土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産（漁業権などその他の無形減価償却資産を除く）で、その減価償却費が、法人税または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要経費に算入されるものが対象です。例えば、工場・店舗・事務所などの改装費や堆肥舎・ビニールハウスなどもこれらに含まれます。（補助事業などの場合は、補助金などを含んだ取得価格が対象となります。）

※種類（構築物・機械・装置・船舶・車両・運搬具・工具・器具・備品など）

■ 課税対象にならないもの

- ① 耐用年数が1年未満の資産
- ② 取得価格が10万円未満の資産で法人税法などの規定により一時的に損金算入されたもの
- ③ 取得価格が20万円未満の資産で法人税法などの規定により一括して3年間で償却したもの
- ④ 自動車税の課税客体である自動車ならびに軽自動車税の課税客体である原動機付およびトラクターなどナンバーの付いている車両
- ⑤ 家屋課税されている畜舎など

■ 太陽光発電設備について

事業の用に供している太陽光発電設備が課税の対象になります。

個人が住宅用として屋根などに設置している出力10kw未満のものは、課税の対象とはなりません。

[担当] 額 税務課 固定資産税係

個人住民税の特別徴収についてのお知らせ

従業員の給与から所得税を源泉徴収する給与支払者（事業主）は、個人住民税についても給与から天引きして市町村に納入しなければならないことが地方税法に定められています。そのため、鹿児島県と南薩地域4市は、これまで法令の要件に当てはまる多くの事業主を特別徴収する者（特別徴収義務者）として指定しています。まだ指定されていない事業主についても、令和2年5月に指定しますので、ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、担当係または南薩地域振興局県税課にお問い合わせください。

特別徴収（給与天引き）の方法による納税のしくみ



思ったより簡単な特別徴収

◎各月の給与から天引きする税額は、市から通知されるので所得税のように税額を計算する必要がない。また、年末調整の必要もない。

◎天引きした税額は、毎月、金融機関の窓口で納付書を添えて払い込むだけ。毎月の払い込みが面倒なときは、まとめて6月と12月に払い込むこともできる。（従業員10人未満で手続きした事業主に限る）

従業員に喜ばれる特別徴収

◎毎月の給与から天引きされるので、時間の余裕のない平日に金融機関へ行く必要がなくなる。また、納め忘れの心配がなくなる。

◎これまで1年分を4回で納めていたが、12回（月）の給与天引きとなるので、1回あたりの負担額が減る。

[担当] 額 税務課 市民税係

南薩地域振興局 県税課 ☎0993-52-1317

令和2年度所得税確定申告・年末調整用納付確認書の発行を始めます

令和元年中に納付された国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、所得税確定申告や勤務先の年末調整において社会保険料控除として申告できます。令和2年1月に、対象の方へ納付確認書を発送しますが、本年中に納付確認書が必要な方は税務課市民税係または支所税務係へお越しください。

■**対象者**＝国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料を納付書または口座振替で納付された方（年金から天引きされている方の納付額は公的年金等源泉徴収票に記載されます。）

■**必要なもの**＝印鑑、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
（納付された方と別世帯の方が来庁される際は委任状が必要です。）

■**発行窓口**＝税務課市民税係・支所税務係

[担当] 額 税務課 市民税係

住民税非課税者・子育て世帯向け「プレミアム付商品券」の購入申請について

消費税率引上げに伴い、住民税非課税の方と子育て世帯（3歳未満児）を対象に、プレミアム付商品券を販売しています。住民税非課税の方へは、申請書が送付されていますので、購入を希望される場合は早めの申請をお願いします。

| 対象者 | 商品券の申請 | 販売内容 |
|---|--|---|
| 令和元年度分市民税（均等割）が非課税の方 （課税者に扶養されている方や生活保護制度の被保護者となっている方などは対象外） | 申請に必要な案内をすでに送付しています。 ・購入を希望される方は、申請が必要です。12月2日（月）までに申請してください。 | ●販売単位は1口4,000円（5,000円の商品券）とし、5口まで購入可能です。（※20,000円で25,000円分の商品券を購入できます） ●商品券の購入期限は令和2年3月16日（月）までです。 |
| 3歳未満児の子育て世帯主 （H28.4.2～R2.2.29までに生まれた子） | 9月までにお子さんが生まれた世帯にはすでに購入引換券を送付しています。 10月以降にお子さんのお生まれの世帯には随時、購入引換券を送付します。 | ●商品券の利用は、南九州市内の取扱店で使用できます。使用期限は令和2年3月31日（火）まで。 ●商品券を利用できる事業所は、市HPにて公開していますので、ご確認ください。 |

郵送されたプレミアム付商品券の「購入引換券」は、再発行できませんので、お手元に届きましたら大切に保管をしてください。購入の際は、「購入引換券」「本人確認書類（運転免許証や健康保険証など）」「購入分の現金」をお持ちになり、市役所福祉課へお越しください。

[担当] 福祉課 社会福祉係

12月の悩み相談室

家庭や職場、子育てや介護、DVやセクハラ、ジェンダー、LGBTQのことなど悩みを抱えている方、どんなことでもお気軽にご相談ください。専門のカウンセラーが相談に応じ、秘密は固く守られます。

■相談日時＝12月21日（土）午後1時～5時（1人50分程度）

■場所＝ちらん夢郷館

■完全予約制＝毎月1回開催されます。

予約受付時間 午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

☎0993-83-2511（相談室予約専用内線2222）

[担当] 知 企画課 まちづくり推進係

特設人権相談所

特設人権相談所は家庭内（結婚、夫婦、親子、離婚、相続）や隣近所のもめ事のほか、一般民事事件、人権や法律問題などについて、人権擁護委員が相談をお受けします。予約は不要で、相談は無料。秘密は固く守られます。

■日時＝12月5日（木）

午前10時～午後3時

■場所＝ひまわり館

[問] 鹿児島地方法務局 知覧支局

☎0993-83-2208

歳入、歳出決算の状況について

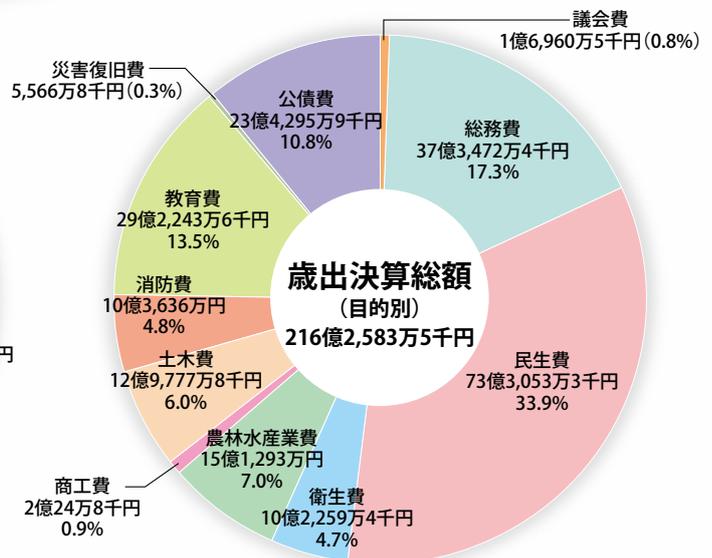
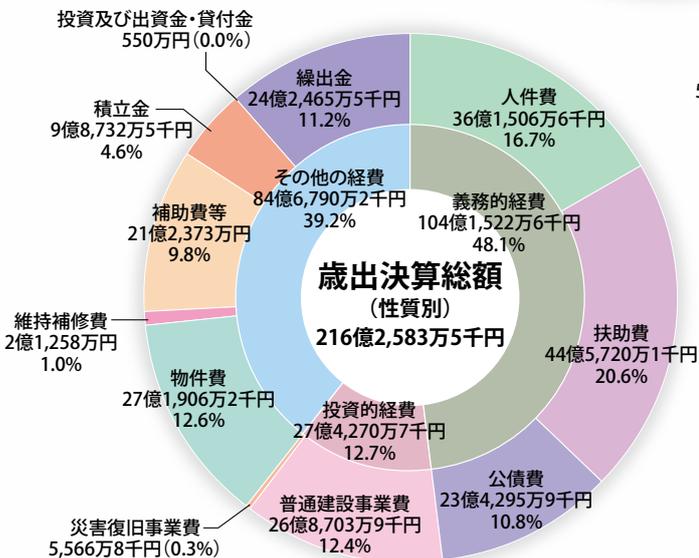
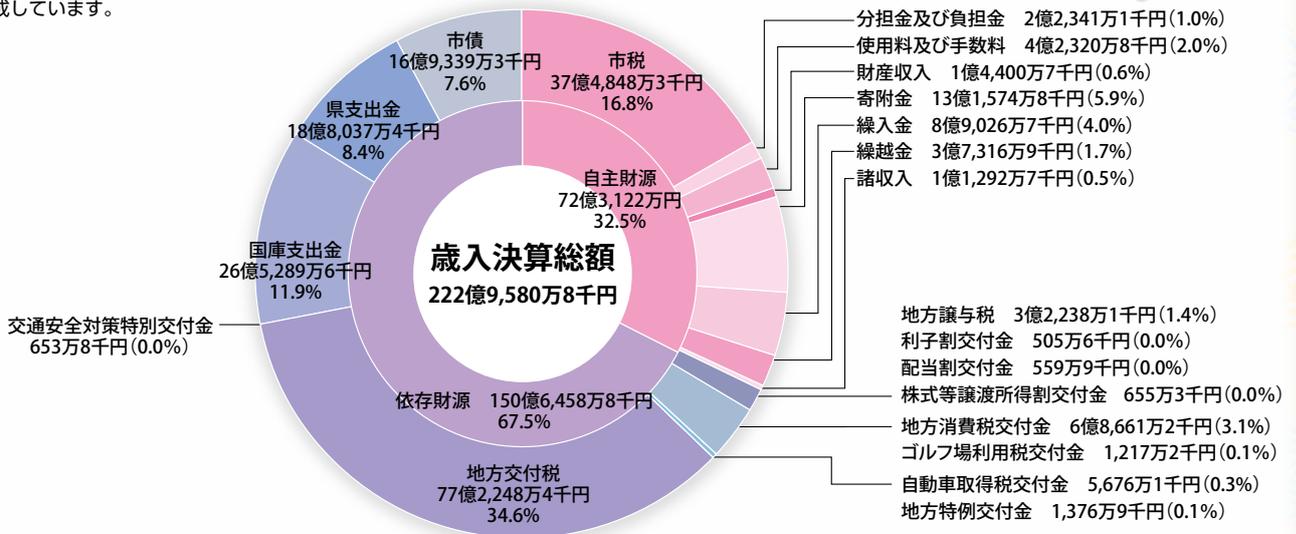
平成30年度の一般会計および各特別会計の決算額は、次のとおりです。平成29年度と比較して、一般会計の歳入は、ふるさと寄附金などの増により4億2,906万6千円の増額、歳出では穎娃地区統合中学校整備事業などにより、4億9,226万2千円の増額となっています。一方、特別会計は、国民健康保険事業特別会計が、歳入歳出ともに減額となっており、介護保険事業特別会計は、保険給付費などの増により、歳入歳出ともに増額となっています。

このようなことから一般会計と各特別会計の決算合計額は、前年度に対し、歳入で6億3,727万3千円の減、歳出で5億9,530万5千円の減となりました。

一般会計 決算収支の状況

| 区 分 | | 平成30年度 |
|-------------------|---|---------------|
| 歳入総額 | A | 223億2,642万7千円 |
| 歳出総額 | B | 216億5,645万4千円 |
| 歳入歳出差引 (A-B) | C | 6億6,997万3千円 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 | D | 4,199万8千円 |
| 実質収支 (C-D) | E | 6億2,797万5千円 |
| 単年度収支 | F | ▲8,707万6千円 |
| 基金積立金 | G | 779万4千円 |
| 繰上償還金 | H | 0円 |
| 積立金取り崩し額 | I | 3億6,000万円 |
| 実質単年度収支 (F+G+H-I) | J | ▲4億3,928万2千円 |

※下記のグラフは地方財政状況調査により、歳入・歳出総額から、3,061万9千円を減額した数値で作成しています。



市の財政事情の公表
平成30年度決算の概要

特別会計 決算収支の状況

| 区 分 | 歳入決算額 | 歳出決算額 | 翌年度への繰越財源 | 実質収支 |
|--------------|--------------|--------------|-----------|-----------|
| 国民健康保険事業特別会計 | 58億8,843万2千円 | 58億4,117万8千円 | 0円 | 4,725万4千円 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 5億4,037万4千円 | 5億3,944万6千円 | 0円 | 92万8千円 |
| 介護保険事業特別会計 | 53億604万7千円 | 50億9,840万2千円 | 0円 | 2億764万5千円 |
| 農業集落排水事業特別会計 | 7,645万2千円 | 7,357万2千円 | 0円 | 288万円 |
| 公共下水道事業特別会計 | 1億4,568万2千円 | 1億3,095万9千円 | 0円 | 1,472万3千円 |

令和元年度上半期の財政状況 (令和元年9月末現在)

| 区 分 | 予算現額 | 収入済額 | 収入率 | 支出済額 | 執行率 |
|--------------|--------------|--------------|-------|--------------|-------|
| 一般会計 | 236億782万9千円 | 103億1,252万円 | 43.7% | 85億5,548万7千円 | 36.2% |
| 国民健康保険事業特別会計 | 57億2,227万円 | 23億9,191万9千円 | 41.8% | 21億8,857万3千円 | 38.2% |
| 後期高齢者医療特別会計 | 5億5,153万5千円 | 1億6,329万2千円 | 29.6% | 1億5,547万5千円 | 28.2% |
| 介護保険事業特別会計 | 53億2,895万8千円 | 25億3,777万円 | 47.6% | 21億1,839万5千円 | 39.8% |
| 農業集落排水事業特別会計 | 7,020万円 | 4,243万2千円 | 60.4% | 2,965万6千円 | 42.2% |
| 公共下水道事業特別会計 | 1億3,914万1千円 | 7,788万円 | 56.0% | 4,868万8千円 | 35.0% |

※一般会計は、平成30年度からの繰越事業を含む。

平成30年度 南九州市決算に基づく 健全化判断比率および資金不足比率の概要

平成30年度南九州市決算における健全化判断比率および資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定に基づき公表します。

今回公表する「健全化判断比率および資金不足比率」は、地方公共団体の財政が健全であるのか、資金不足がどれくらいあるのかについて指標化し、基準値に対してどうなっているのかを法律に基づき公表するものです。

市の財政については、下表のとおり赤字・資金不足はなく、その他の比率についても基準数値を大きく下回っており、この法律上では健全な状態にあると判断されます。

1. 健全化判断比率

(単位:%)

| 区 分 | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|----------|----------|--------------|----------------|
| 健全化判断比率 | - (-) | - (-) | 7.4 (7.3) | 10.9 (19.9) |
| 早期健全化基準 | 13.00 | 18.00 | 25.0 | 350.0 |
| 財政再生基準 | 20.00 | 30.00 | 35.0 | |

[下段()数値は前年度数値]

※ 実質赤字額および連結実質赤字額がないため、実質赤字比率および連結実質赤字比率は算定されないことから「-」を記載。

(用語解説)

- **健全化判断比率**… 次の4つの比率で構成され、地方公共団体の財政の健全化を判断する指標です。
- ・ **実質赤字比率**… 普通会計(本市では一般会計のみ)の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。
- ・ **連結実質赤字比率**… 全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。
- ・ **実質公債費比率**… 借入金(地方債)の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。
- ・ **将来負担比率**… 地方公共団体の一般会計などの借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

2. 公営企業会計に係る資金不足比率

(単位:%)

| 区 分 | 法適用企業 | 法非適用企業 | |
|---------|----------|--------------|-------------|
| | 水道事業会計 | 農業集落排水事業特別会計 | 公共下水道事業特別会計 |
| 資金不足比率 | - (-) | - (-) | - (-) |
| 経営健全化基準 | 20.0 | 20.0 | 20.0 |

[下段()数値は前年度数値]

※ 資金不足額がないため、資金不足比率は算定されないことから「-」を記載。

- **早期健全化基準**… この基準を超えると、財政健全化計画の策定、外部監査の実施が義務付けられ、財政の健全化を図らなければなりません。
- **財政再生基準**… この基準を超えると、財政再生計画の策定、外部監査の実施の義務付けのほか地方債の起債が制限されます。
- **資金不足比率**… 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。
- **経営健全化基準**… 上記の早期健全化基準に相当する基準です。

[担当] 知 財政課 財政係

(6) 一般行政職級別職員数の状況 (平成 31 年 4月1日現在)

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 計 |
|----------|-------------|------------|--------------|--------------|-------------|------------|------------|------|
| 標準的な職務内容 | 主事、技師 | 主任主事、主任技師 | 主査、係長 | 主任主査、係長、主幹 | 参事、係長 | 課長 | 課長 | |
| 職員数(構成比) | 19人(6.31%) | 30人(9.97%) | 43人(14.29%) | 114人(37.87%) | 67人(22.26%) | 26人(8.64%) | 2人(0.66%) | 301人 |
| 職名別内訳 | 主事 | 主任主事 | 主査 | 主任主査 | 参事 | 課長 | 課長 | |
| | 18人 | 28人 | 43人 | 109人 | 67人 | 26人 | 2人 | |
| | 技師 | 主任技師 | | 主幹 | | | | |
| | 1人 | 2人 | | 5人 | | | | |
| 職制上の段階 | 係員級 | | 係長級 | | 課長補佐級 | | 課長級 | |
| 職員数(構成比) | 49人(16.28%) | | 157人(52.16%) | | 67人(22.26%) | | 28人(9.30%) | |

(注)この表は、南九州市職員の給与に関する条例に基づき、職員(一般行政職)を級別に区分したものです。

(7) 国との給料月額の水準比較(ラスパイレ指数※)の状況

| 年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 一般行政職 | 98.1 | 98.3 | 98.5 | 98.5 | 97.7 |

※一般行政職について、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給与月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。

(8) 主な職員手当の状況

① 期末・勤勉手当(平成30年度支給割合)

| 期別 | 期末手当 | 勤勉手当 |
|------|--------|--------|
| 6月期 | 1.225月 | 0.900月 |
| 12月期 | 1.375月 | 0.950月 |
| 計 | 2.60月 | 1.85月 |

(注)職務上の段階、職務の級などによる加算措置あり。

② 退職手当(平成31年3月31日現在)

| 勤続年数 | 自己都合 | 勲奨・定年 |
|-------|------------|------------|
| 20年 | 19.66950月分 | 26.36550月分 |
| 25年 | 28.03950月分 | 33.27075月分 |
| 35年 | 39.75750月分 | 47.70900月分 |
| 最高限度額 | 47.70900月分 | 47.70900月分 |

③ 特殊勤務手当(平成31年3月31日現在)

| 手当の種類(手当数) | 支給職員の多い手当 |
|------------|---------------------|
| 5 | 福祉手当・道路上作業手当・水道工務手当 |

④ 扶養手当(平成31年4月1日現在)

| 区分 | 配偶者 | 子 | 父母等 |
|-----|---------|---------|--------|
| 支給額 | 6,500円 | 10,000円 | 6,500円 |
| 区分 | 特定期間の加算 | | |
| 支給額 | 5,000円 | | |

⑤ 住居手当(平成31年4月1日現在)

| 区分 | 借家・間借り | 持家 |
|-----|-------------|---------------|
| 支給額 | 月額27,000円以内 | 平成26年4月1日から廃止 |

⑥ 通勤手当(平成31年4月1日現在)

| 区分 | 交通機関利用 | 交通用具利用 |
|-----|-------------|---------------------|
| 支給額 | 月額55,000円以内 | 月額2,000円から18,700円以内 |

(9) 特別職の報酬などの状況

| 区分 | 給料・報酬月額 (平成31年4月1日現在) | 期末手当 (平成30年度支給割合) | 削減措置 |
|-----|--------------------------|----------------------|--------|
| 市長 | 828,000円(736,900円) | 6月期 1.575月分 | ▲11.0% |
| 副市長 | 652,000円(616,100円) | 12月期 1.775月分 | ▲5.5% |
| 教育長 | 614,000円(592,500円) | 計 3.35月分 | ▲3.5% |
| 議長 | 388,000円 | 6月期 1.500月分 | |
| 副議長 | 310,000円 | 12月期 1.700月分 | |
| 議員 | 286,000円 | 計 3.20月分 | |

(注)市長、副市長、教育長の給料月額には、上記表右欄相当の削減措置が実施されています。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件などに関する状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国および他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように定めています。

(1) 勤務時間の状況

| 1週間の勤務時間 | 開始時間 | 休憩時間 | 終了時間 |
|----------|------|-------------|-------|
| 38時間45分 | 8:30 | 12:00~13:00 | 17:15 |

(2) 年次有給休暇取得の状況(平成30年1月1日~12月31日)

| 総付日数 | 総使用日数 | 対象職員数 | 平均使用日数 | 取得率 |
|----------|---------|-------|--------|-------|
| 12,321.0 | 3,442.8 | 317 | 10.9 | 27.9% |

(注)市長部局の一般職に属する職員(中途採用退職者、育児休業取得者を除く)

(3) 育児休業および介護休暇取得状況(平成30年度中の新規取得者)

・育児休業 3人 ・介護休暇 1人

(4) 病気休暇取得状況(平成30年度中の取得者)

・取得者数 77人

4. 職員の分限および懲戒処分の状況(平成30年度)

(1) 分限処分 0人

(2) 懲戒処分 2人(停職0人・減給2人・戒告0人)

5. 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならないことになっています。そして職員には、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限が課せられています。 ※平成30年度違反者 0人

6. 職員の研修および人事評価の状況

(1) 職員の研修の状況(平成30年度)

| 区分 | 研修回数 | 参加者数 |
|--------------------|------|--------|
| 市の実施する研修 | 13研修 | 1,569人 |
| 鹿児島県市町村振興協会の実施する研修 | 14研修 | 77人 |
| その他の機関が実施する研修 | 34研修 | 56人 |

(2) 職員の人事評価の状況

公務効率の増進や人材の育成などを目的とし、定期的に人事評価を行い、その評価結果に応じた措置を講じることとされており、平成30年度においては、下記のとおり実施しました。

| 評価の回数 | 評価の時期 | 評価の対象者数 |
|-------|----------------------|---------|
| 2回 | 4/1~9/30、10/1~翌年3/31 | 405人 |

7. 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況(平成30年度)

| 区分 | 受診者数 | 内容 |
|-------------|------|---|
| 職員健康診断 | 182人 | 心電図検査・血液検査他 検査料 149万26円 |
| 人間ドック | 210人 | 1日・2日・脳ドックについて市町村職員共済組合からの助成金を差し引いた自己負担額の一部を助成(平成30年度 151万1,000円助成) |
| 結核検診 | 198人 | 間接撮影 検査料 20万1,564円 |
| ストレスチェックテスト | 419人 | 検査料 20万3,634円 |

(2) 公務災害補償の状況(平成30年度) ・認定件数 1件

8. その他

- ・勤務条件に関する措置の要求の状況
⇒平成30年度要求件数 なし
- ・不利益処分に関する不服申し立ての状況
⇒平成30年度要求件数 なし

【川辺地域の投票所】

| 投票区名 | 投票の場所 | 投票区の区域 |
|--------|-------------------|--|
| 第16投票区 | 市民交流センター ひまわり館 | 横手町、川原町、本町、中央一、中央二、諏訪下、天神坊、稲荷町、松元、平山上、平山中、平山下、平山六丁、松崎、小野、今田下、今田上、山添、中川原、迎川原、宮下、向江町、野間里、野間大久保、大田尾 |
| 第17投票区 | 川辺地区公民館 | 新町、今村、田部田六丁、島、中通、佐々良上、佐々良下、柞木、越原、永田西、古市、永田中福良 |
| 第18投票区 | 高田多目的研修館 | 本別府大久保、深野木、川原、柳、高田下、中の後、高田中福良、中の前、藤の下、上の後、上の前、菊原、城の前、城の後、宮小路、宮中福良、永田上 |
| 第19投票区 | 野崎公民館 | 島内、野崎中福良、松尾城、迎方、荒殿、桑水流 |
| 第20投票区 | 清水地区公民館 | 清水、古殿上、古殿下 |
| 第21投票区 | 田代地区公民館 | 楠原、木場田、田代、みどり園、南野元、仁之野 |
| 第22投票区 | 神殿地区公民館 | 瀬戸山、軸屋、神殿上、神殿中服良、神之下、下里 |
| 第23投票区 | 勝目地区公民館 | 大倉野、荒多、日吉、天神、諏訪、大山、原田、上村、下村、塩入、片平、下之口、田畑、馬場、麓、上之口、牧之田、本門、有木 |
| 第24投票区 | 大丸地区公民館 | 君野、山下、上山田中福良、田の頭、小河路、土喰、屋敷平、川原山、森山、諸麦、庭月野、打木谷、田代、桐木平 |

注1 期日前投票所について

南九州市役所穎娃、知覧および川辺庁舎に期日前投票所を開設しますのでご利用ください。

開設日時は、12月9日（月）から12月14日（土）までの午前8時30分から午後8時までです。お住まいの住所地に関係なく、いずれの期日前投票所でも投票が可能です。

注2 移動期日前投票所（車）について

小型バスで移動し、バスの車内を期日前投票所として利用する移動期日前投票所を開設します。（※開設計画は、20ページをご参照ください）

※ 特に注意しておいていただきたいこと

1. 入場券が届いている場合は、裏面に印刷されている宣誓書欄に必要事項をご記入のうえ、お持ちください。
 なお、受け付けでは宣誓書に生年月日を記入されている方にも本人確認のため、**誕生月日をお聞きします。**
2. 投票日当日にお出かけなどの予定や、投票日当日の悪天候などに備えて、**期日前投票所を積極的にご利用ください。**
3. 移動期日前投票所（車）の受け付けでは、二重投票を防ぐため、選挙管理委員会へ一人ずつ電話で確認したうえで、受け付けから投票を終えるまで一人ずつ順番に行います。
 小型バスの車内を利用するため、**移動期日前投票車へお越しいただいても直ぐに受け付けが出来ずに、しばらくの間お待ちいただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。**

南九州市長および南九州市議会議員選挙のお知らせ

投票日 **12月15日(日)** 〈投票時間〉
午前7時～午後6時

- 投票所は、選挙管理委員会から送付される「投票所入場券」に記載されています。
- ご自身の投票所入場券に記載されている投票所をご確認ください。
- 投票日当日は、ご自身の投票所入場券に記載されている投票所でしか投票できません。
- 投票所入場券(ハガキ)は、12月2日(月)頃に有権者宅へ発送いたします。

【顔娃地域の投票所】

| 投票区名 | 投票の場所 | 投票区の区域 |
|-------|----------|---|
| 第1投票区 | 郡地区公民館 | 長崎、鬼口、前原、浜村、下大久保、上大久保、平丹花、浦芝原、志戸、山下、瀬谷、梶山、麓 |
| 第2投票区 | 宮脇地区公民館 | 三俣、高取、下門、中村、水之元、春向、山脇、下園、伊瀬知、赤崎、望洋の里 |
| 第3投票区 | 栗ヶ窪地区公民館 | 永谷、飯山、佃、栗ヶ窪、牧洲、一氏、谷場、熊ヶ谷、雪丸 |
| 第4投票区 | 御領地区公民館 | 木之元、坂上、下出、川原園、奥園、上出、鶴田、山下、小長田、東馬渡、西馬渡、矢越 |
| 第5投票区 | 別府地区公民館 | 吉崎、福留、石垣、鶴成、次下、東水成川、南組、岡村、蓮子、小原、松永、えい秀峰園、榎山学園、慈生園、涼松 |
| 第6投票区 | 大川公民館 | 東大川、南大川、北大川、西大川、摺木、耳原上、耳原下、ビハーラ |
| 第7投票区 | 上別府地区公民館 | 上洲、只角、新牧、折尾、源川、加治佐、高吉、青戸上、青戸中、青戸下、尾曲、飯伏、あすなる福祉作業所、聖の郷 |

【知覧地域の投票所】

| 投票区名 | 投票の場所 | 投票区の区域 |
|--------|----------|--|
| 第8投票区 | 知覧地区公民館 | 後岳下、桑代、小田代、上郡、城馬場、水垂、中郡北、中郡町、中郡南、厚地、薩南工日新寮 |
| 第9投票区 | 知覧武道館 | 下郡北、下郡南、打出口、上之町、堤之原、山仁田、新町、楠元、打越、ウッドタウン、平成、憩いの里、音野舎 |
| 第10投票区 | 霜出地区公民館 | 瀬世向、瀬世上、瀬世中、瀬世下、瀬世町、上別府、平久保、霜出、昭和、川床、善通、立山、松久保、共親 |
| 第11投票区 | 松山地区公民館 | 東垂水、西垂水、松山、菊永、大隣、上木原、中木原 |
| 第12投票区 | 松ヶ浦地区公民館 | 仁田尾、中渡瀬、門之浦、松ヶ浦、竹迫、東塩屋、西塩屋、寿楽園 |
| 第13投票区 | 浮辺地区公民館 | 加治佐、浮辺、飯野、塗木、白藤園 |
| 第14投票区 | 中福良地区公民館 | 二ツ谷、高星、牧永野、横井場、林川、中須、杵場、迫瀬戸山、樋与上、中福良、和田、松村、横峯、南九州さくら病院 |
| 第15投票区 | 手蓑地区公民館 | 手蓑、池之河内、後岳北、後岳南、育成園 |

【移動期日前投票所の開設計画】

| 第一移動期日前投票車 | 箇所 | 日程 | 開設時間 | 開設箇所 | |
|------------|----|---------------|-------------|--------------|-----------------|
| | 1 | 12月9日 (月) | 1 | 9:00～11:00 | (穎娃) 上出集会施設 |
| | 2 | | 2 | 12:00～14:00 | (穎娃) 谷場宮農研修センター |
| | 3 | | 3 | 15:00～17:00 | (穎娃) 椿山宮農研修館 |
| | 4 | 12月10日 (火) | 1 | 9:00～11:00 | (知覧) 横井場公民館 |
| | 5 | | 2 | 12:00～14:00 | (穎娃) 新牧公民館 |
| | 6 | | 3 | 15:00～17:00 | (穎娃) 雪丸公民館 |
| | 7 | 12月11日 (水) | 1 | 9:00～11:00 | (穎娃) 耳原公民館 |
| | 8 | | 2 | 12:00～14:00 | (穎娃) 松永公民館 |
| | 9 | | 3 | 15:00～17:00 | (穎娃) 加治佐多目的集会施設 |
| | 10 | 12月12日 (木) | 1 | 9:00～11:00 | (知覧) 厚地広報研修館 |
| | 11 | | 2 | 12:00～14:00 | (知覧) 山下集落農事集会所 |
| | 12 | | 3 | 15:00～17:00 | (穎娃) 折尾みどり館 |
| | 13 | 12月13日 (金) | 1 | 9:00～11:00 | (知覧) 上別府集落センター |
| | 14 | | 2 | 12:00～14:00 | (知覧) 松久保集落センター |
| 15 | 3 | | 15:00～17:00 | (知覧) 瀬世地区研修館 | |

| 第二移動期日前投票車 | 箇所 | 日程 | 開設時間 | 開設箇所 | |
|------------|---------------|---------------|-------------|----------------|-------------------|
| | 16 | 12月9日 (月) | 1 | 9:00～11:00 | (知覧) 東垂水集落センター |
| | 17 | | 2 | 12:00～14:00 | (知覧) 大隣集落センター |
| | 18 | | 3 | 15:00～17:00 | (知覧) 西塩屋公民館 |
| | 19 | 12月10日 (火) | 1 | 9:00～11:00 | (川辺) 宮中広報研修施設 |
| | 20 | | 2 | 12:00～14:00 | (川辺) 永田研修館 |
| | 21 | | 3 | 15:00～17:00 | (川辺) 田部田研修館 |
| | 22 | 12月11日 (水) | 1 | 9:00～11:00 | (川辺) 小野公民館 |
| | 23 | | 2 | 12:00～14:00 | (川辺) 両添公民館 |
| | 24 | | 3 | 15:00～17:00 | (川辺) 古殿公民館 |
| | 25 | 12月12日 (木) | 1 | 9:00～11:00 | (川辺) 野間大久保広報研修施設 |
| | 26 | | 2 | 12:00～14:00 | (川辺) 東研修施設 |
| | 27 | | 3 | 15:00～17:00 | (川辺) 総合地域施設下山田研修館 |
| 28 | 12月13日 (金) | 1 | 9:00～11:00 | (川辺) 大谷地区営農研修館 | |
| 29 | | 2 | 12:00～14:00 | (川辺) 小河路農村公園 | |

みんなの願いきれいな選挙



[問] 知 選挙管理委員会事務局 選挙係

令和2年度会計年度任用職員（嘱託職員や臨時職員として任用してきた職種）を募集します。

- 任用期間=令和2年4月1日（水）～令和3年3月31日（水）※一部、期間が短いものがあります。
 - 試験方法=面接試験、書類審査
 - 試験日=12月～1月
 - 申し込み方法=総務課総務人事係や各庁舎の市民係もしくは市民生活係に備え付けた申請書、または市ホームページに掲載の申込書に必要事項を記入の上、12月10日（火）【必着】までに担当係へ持参または郵送してください。
- 資格が必要な職種は、資格証の写しも併せて提出してください。
令和3年度以降も、引き続き任用することがあります。
詳しくは、市ホームページか備え付けの書類をご確認ください。
- [担当] 知 総務課 総務人事係

南九州市青少年健全育成キャッチフレーズ

「地域の声かけで育む心豊かな青少年」

「青少年育成の日」
毎月第3土曜日

★青少年が目標に向かって日々を有意義に過ごすことができるよう支援しましょう。

「家庭の日」
毎月第3日曜日

★家族のふれあう時間をつくり、明るく・楽しい家庭を築きましょう。

地域全体で子どもたちを温かく見守り、支えてあげましょう。

「共通実践事項」

○気持ちのよいあいさつと返事をしよう！ ○地域の行事に参加しよう！ ○家の手伝いや読書进行しよう！



子ども会フェスティバル
～ニュースポーツ「カローリング」を楽しむ子どもたち～

見守り新鮮情報

入院することも！ 脚立・はしごからの転落に注意



事例1

洗面所の電球を交換しようと脚立に上った際に転落した。右足を骨折し、手術をすることになった。
(70歳代男性)

事例2

庭の柿を採ろうとして、はしごに上がったところバランスを崩し、5段目あたりから転落した。その後も痛みが続くので、近くの医院を受診すると、骨盤や大たい骨を骨折しており、大きな病院で入院することになった。
(80歳代女性)

ひとことアドバイス

- 脚立やはしごから転落や転倒して骨折してしまうと、それをきっかけに寝たきりになることもあります。また頭部などに重篤なけがを負い、後遺症が生じることもあるので注意が必要です。
- まだ大丈夫とは思わず、高所での作業は事業者などに依頼することも検討しましょう。加齢に伴い、誰でも身体・認知の機能が衰えてきます。無理をしないことが大切です。
- 作業は一人きりでは行わず、用具も安定性の高いものを選び、使い方について今一度確認しましょう。

【お問い合わせ】 南九州市消費生活センター（知 商工観光課内）

2020年農林業センサス（統計調査）にご協力ください

令和2年2月1日現在で、全国一斉に“農林業の国勢調査”といわれる「2020年農林業センサス」が実施されます。

この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される極めて大切な調査です。

令和元年12月中旬から農林業を営んでいる皆さま、および農地を所有されている皆さまのところに調査員が訪問して、農林業の経営状況などについての聞き取りや調査票への記入をお願いします。調査票に記入された事項については、統計以外の目的には使用されませんので、ご協力をお願いします。

[担当] 知 企画課 広報統計係

